

| | |
|---------------------------------|-----------------|
| 資料提供（投げ込み） 令和2年5月22日（金） | |
| 場所 津市政記者室 | |
| 事務担当課 | |
| 所 属 | 職・氏 名 |
| 危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281) | 危機管理課長 出口 真也 |

新型コロナウイルス感染症対策
5月22日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第18回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

5月22日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）
開催結果

1 決定事項

（1）子育て世帯家計支援事業に係る推進体制の整備について（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大による小中学校の臨時休業や保育所等の登園自粛などにより、子どもたちが家庭で過ごすための経費が増加するなど、特に影響の大きい子育て世帯への津市独自の重点的な支援策として、子育て世帯家計支援事業を実施します。

当該事業の実施については、迅速かつ確実な支援を行うため、新たに、健康福祉部に子育て世帯家計支援担当参事を、子育て推進課に子育て世帯家計支援担当副参事を配置するとともに、同課保育担当に兼務により4名の職員を増員し、当該事業に従事させる現在の保育担当3名と合わせて、総勢9名の推進体制を整備することとします。

（2）津市事業継続支援金交付事業に係る推進体制について（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している事業者への支援として、売上げの減少が前年同月比50%以上の事業者の事業継続を支援する国の持続化給付金制度の対象とならない、売上げの減少が前年同月比30%以上50%未満の事業者の事業継続を支援するため、津市独自の事業継続支援金交付事業を実施します。

交付事務にあたっては、津市ビジネスサポートセンター内のセミナールームにおいて、申請される事業者の方へ迅速かつ確実に支援金がお届けできるよう、ビジネスサポートセンター長の指揮の下、商工観光部次長、経営支援課を中心とした商工観光部（商業振興労政課、観光振興課、企業誘致課）全職員の業務応援によるローテーションにより、常時、7名体制で交付事務にあたることとします。

（3）津市事業継続支援金の実施について（ビジネスサポートセンター）

新型コロナウイルス感染症により経済活動が低調となり売上げが減少している事業者の支援として取り組む津市独自の事業継続支援金交付事業については、5月20日、令和2年第2回津市議会臨時会において予算措置の議決を得たことから、本日、市ホームページに当該支援金交付事業内容及び申請方法等詳細事項を掲載し、広く周知を行い、5月25日から申請の受付を開始することとします。

なお、実施体制につきましては、商工観光部が一丸となって、常時、7

名体制で交付事務を行うこととします。

(4) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開について（商工観光部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）において、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業に支障をきたす市内事業者の皆様の事業継続支援として、市本庁舎1階ロビーにおいて商品の販売機会を提供する「市内事業者向け事業継続支援販売所」（「支援販売所」という。）について決定し、4月20日から開始することとしましたが、4月16日に三重県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことから、4月17日に支援販売所の開設は当面の間延期することとしました。

しかし、5月14日、緊急事態宣言は、三重県を含む39県が区域指定を解除されたことから、三重県の緊急事態措置も解除されました。

このことから、延期していた支援販売所については、当初予定していた市本庁舎1階ロビーは、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る相談対応窓口の設置や本庁舎大規模改修工事等により出店スペースが確保できないなかで、株式会社津センターパレスから電気代等の実費負担のみで、1ヶ月程度、空きスペースの利用について協力が得られたことから、再開することとします。

なお、今後の新たな応援施策へつなげるパイロット事業として、販売内容を拡大するとともに、実施所管については経営支援課から観光振興課へ移行し、既決予算にて取り組むこととします。

※ 事業内容等：別紙参照

2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

新型コロナウイルス感染症対策に係る、本市独自の支援策に係る予算措置として、津市モーターボート競走事業会計からの繰入金10億円及び国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億455万8千円を財源とした、子育て世帯家計支援事業（4億4,879万円）、津市事業継続支援金（2億5,000万円）、水道料金の基本料金2カ月分無料（2億3,089万2千円）及び新型コロナウイルス感染症対策基金

創設（積立金 3億7,487万6千円）に係る補正予算（総額13億455万8千円）について、5月20日、令和2年第2回津市議会臨時会において議決を得ました。

（2）市立小中学校及び義務教育学校の夏季休業中の授業日の確保について報告（教育委員会）

市立小・中・義務教育学校において、新型コロナウイルス感染症対策として、3月から5月に実施した臨時休業に伴う補充のための授業日数については、各学年の一年間の標準授業時数を確保するため、少なくとも18日の補充授業が必要であると考えています。

このことから、夏季休業中の授業日の設定や土曜授業等を学校の実情に応じ実施し、授業日数を確保することとしました。特に、夏季休業中については、7月21日から7月31日（1学期終業式）及び8月17日（2学期始業式）から8月31日を18日分の補充のための授業日として設定しました。

また、本年度、校舎の大規模改造の学校（久居中、西が丘小）及び改修工事の学校（桃園小）については、夏季休業は7月21日から8月16日までとし、8月の授業日と土曜授業等により、補充のための授業日を確保することとしました。

なお、夏季休業中の授業日においては、熱中症対策のため、登下校片道約3km以上（あかつ台3丁目、須ヶ瀬町、榊原町）の児童については、市長部局の協力のもと、バス通学とし、子どもたちが安全に登下校できるよう対応することとしました。

（3）給食無償化と8月からの給食実施に伴う今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）

子育て世帯家計支援事業による給食費の無償化及び夏季休業中における授業実施に伴い給食を実施することから、給食費については別紙のとおり取り扱うこととしました。

（4）市休止施設の再開について報告（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）において、市休止施設（507施設）のうち、休止期間（5月31日（日））を前倒しして再開し、又は再開することを決定した施設は、合計で498施設となったことを報告しましたが、残りの9施設の再開について、次のとおり報告します。

- ・ 美里保健センターのプールと運動施設については、5月21日に再開
- ・ 3か所の学校給食センターについては、6月1日から再開
- ・ 市民活動センターの貸館部分については、6月1日から再開予定
- ・ 2か所の御殿場地内の観光駐車場については、6月1日から再開予定
- ・ 津なぎさまち内旅客船ターミナルと空港島旅客船ターミナルについては、中部国際空港のフライト計画を勘案して運航事業者において再開時期を検討することとしています。その後の再開状況については、改めて報告します。

(5) 2020美里夏まつりの中止について報告（総合支所）

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための措置の影響により、7月18日に開催を予定していた「2020美里夏まつり」は、5月8日、書面表決により実行委員会において中止が決定されました。

(6) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る申請書の返送状況及び振込状況の推移並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金の申請書の返送状況については、5月21日までに91,615通の返送がありました。

特別定額給付金の振込については、30,859世帯、70,493人、70億4,930万円の振込を完了しました。

また、特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数については、5月21日午後4時までに5,185件のお問い合わせがありました。主な相談内容は「申請書の記載方法」や「添付書類の内容」、「振込までの日数」「申請書の不達」などです。

(7) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、5月21日までの土・日曜日及び祝日を除く27日間で3,545件の相談がありました。

特に、特別定額給付金の申請書発送が完了した翌週、5月18日には、523件の相談があり、そのほとんどが特別定額給付金申請書の記入方法や記入内容の確認でした。

また、この日は多くの方が庁舎 1 階の相談案内係に訪れられ、一時的に混乱が生じたことから、案内場所の配置変更や床へソーシャルディスタンスを確保するための誘導テープの設置、整理番号札の準備を行いました。

なお、それ以降は減少傾向となっており、少し落ち着いてきている状況です。

これ以外に事業者向け相談窓口では、5月21日までに1,298件の相談を受け付けました。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）

令和2年5月22日（金）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- (1) 緊急事態宣言の関西3府県（京都府、大阪府、兵庫県）の解除及び三重県の対応について報告（危機管理部）
- (2) その他

2 協議事項

- (1) 子育て世帯家計支援事業に係る推進体制の整備について協議（総務部）
- (2) 津市事業継続支援金交付事業に係る推進体制について協議（総務部）
- (3) 津市事業継続支援金の実施について協議（ビジネスサポートセンター）
- (4) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開について協議（商工観光部）

3 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）
- (2) 市立小中学校及び義務教育学校の夏季休業中の授業日の確保について報告（教育委員会）
- (3) 給食無償化と8月からの給食実施に伴う今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）
- (4) 市休止施設の再開について報告（税務・財産管理担当）
- (5) 2020美里夏まつりの中止について報告（総合支所）
- (6) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る申請書の返送状況及び振込状況の推移並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- (7) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）

提案事項

2 協議事項

（1）子育て世帯家計支援事業に係る推進体制の整備について協議（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大による小中学校の臨時休業や保育所等の登園自粛などにより、子どもたちが家庭で過ごすための経費が増加するなど、特に影響の大きい子育て世帯への津市独自の重点的な支援策として、子育て世帯家計支援事業を実施します。

当該事業の実施については、迅速かつ確実な支援を行うため、新たに、健康福祉部に子育て世帯家計支援担当参事を、子育て推進課に子育て世帯家計支援担当副参事を配置するとともに、同課保育担当に兼務により4名の職員を増員し、当該事業に従事させる現在の保育担当3名と合わせて、総勢9名の推進体制を整備することとします。

（2）津市事業継続支援金交付事業に係る推進体制について協議（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している事業者への支援として、売上げの減少が前年同月比50%以上の事業者の事業継続を支援する国の持続化給付金制度の対象とならない、売上げの減少が前年同月比30%以上50%未満の事業者の事業継続を支援するため、津市独自の事業継続支援金交付事業を実施します。

交付事務にあたっては、津市ビジネスサポートセンター内のセミナールームにおいて、申請される事業者の方へ迅速かつ確実に支援金がお届けできるよう、ビジネスサポートセンター長の指揮の下、商工観光部次長、経営支援課を中心とした商工観光部（商業振興労政課、観光振興課、企業誘致課）全職員の業務応援によるローテーションにより、常時、7名体制で交付事務にあたることとします。

（3）津市事業継続支援金の実施について協議（ビジネスサポートセンター）

新型コロナウイルス感染症により経済活動が低調となり売上げが減少している事業者の支援として取り組む津市独自の事業継続支援金交付事業については、5月20日、令和2年第2回津市議会臨時会において予算措置の議決を得たことから、本日、市ホームページに当該支援金交付事業内容及び申請方法等詳細事項を掲載し、広く周知を行い、5月25日から申

請の受付を開始することとします。

なお、実施体制につきましては、商工観光部が一丸となって、常時、7名体制で交付事務を行うこととします。

(4) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の再開について協議（商工観光部）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）において、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業に支障をきたす市内事業者の皆様の事業継続支援として、市本庁舎1階ロビーにおいて商品の販売機会を提供する「市内事業者向け事業継続支援販売所」（「支援販売所」という。）について決定し、4月20日から開始することとしましたが、4月16日に三重県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことから、4月17日に支援販売所の開設は当面の間延期することとしました。

しかし、5月14日、緊急事態宣言は、三重県を含む39県が区域指定を解除されたことから、三重県の緊急事態措置も解除されました。

このことから、延期していた支援販売所については、当初予定していた市本庁舎1階ロビーは、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る相談対応窓口の設置や本庁舎大規模改修工事等により出店スペースが確保できないなかで、株式会社津センターパレスから電気代等の実費負担のみで、1ヶ月程度、空きスペースの利用について協力が得られたことから、再開することとします。

なお、今後の新たな応援施策へつなげるパイロット事業として、販売内容を拡大するとともに、実施所管については経営支援課から観光振興課へ移行し、既決予算にて取り組むこととします。

※ 事業内容等：別紙参照

報告事項

3 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

新型コロナウイルス感染症対策に係る、本市独自の支援策に係る予算措置として、津市モーターボート競走事業会計からの繰入金10億円及び国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億455万8千円を財源とした、子育て世帯家計支援事業（4億4,879万円）、津市事業継続支援金（2億5,000万円）、水道料金の基本料金2カ月分無料（2億3,089万2千円）及び新型コロナウイルス感染症対策基金創設（積立金 3億7,487万6千円）に係る補正予算（総額13億455万8千円）について、5月20日、令和2年第2回津市議会臨時会において議決を得ました。

(2) 市立小中学校及び義務教育学校の夏季休業中の授業日の確保について報告（教育委員会）

市立小・中・義務教育学校において、新型コロナウイルス感染症対策として、3月から5月に実施した臨時休業に伴う補充のための授業日数については、各学年の一年間の標準授業時数を確保するため、少なくとも18日の補充授業が必要であると考えています。

このことから、夏季休業中の授業日の設定や土曜授業等を学校の実情に応じ実施し、授業日数を確保することとしました。特に、夏季休業中については、7月21日から7月31日（1学期終業式）及び8月17日（2学期始業式）から8月31日を18日分の補充のための授業日として設定しました。

また、本年度、校舎の大規模改造の学校（久居中、西が丘小）及び改修工事の学校（桃園小）については、夏季休業は7月21日から8月16日までとし、8月の授業日と土曜授業等により、補充のための授業日数を確保することとしました。

なお、夏季休業中の授業日においては、熱中症対策のため、登下校片道約3km以上（あのかつ台3丁目、須ヶ瀬町、榊原町）の児童については、市長部局の協力のもと、バス通学とし、子どもたちが安全に登下校できるよう対応することとしました。

(3) 給食無償化と8月からの給食実施に伴う今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）

子育て世帯家計支援事業による給食費の無償化及び夏季休業中における授業実施に伴い給食を実施することから、給食費については別紙のとおり取り扱うこととしました。

(4) 市休止施設の再開について報告（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）において、市休止施設（507施設）のうち、休止期間（5月31日（日））を前倒しして再開し、又は再開することを決定した施設は、合計で498施設となったことを報告しましたが、残りの9施設の再開について、次のとおり報告します。

- ・ 美里保健センターのプールと運動施設については、5月21日に再開
- ・ 3か所の学校給食センターについては、6月1日から再開
- ・ 市民活動センターの貸館部分については、6月1日から再開予定
- ・ 2か所の御殿場地内の観光駐車場については、6月1日から再開予定
- ・ 津なぎさまち内旅客船ターミナルと空港島旅客船ターミナルについては、中部国際空港のフライト計画を勘案して運航事業者において再開時期を検討することとしています。その後の再開状況については、改めて報告します。

(5) 2020美里夏まつりの中止について報告（総合支所）

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための措置の影響により、7月18日に開催を予定していた「2020美里夏まつり」は、5月8日、書面表決により実行委員会において中止が決定されました。

(6) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に係る申請書の返送状況及び振込状況の推移並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金の申請書の返送状況については、5月21日までに91,615通の返送がありました。

特別定額給付金の振込については、30,859世帯、70,493人、70億4,930万円の振込を完了しました。

また、特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数について

は、5月21日午後4時までに5,185件のお問い合わせがありました
が、主な相談内容は「申請書の記載方法」や「添付書類の内容」、「振込
までの日数」「申請書の不達」などです。

(7) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況につ
いて報告(危機管理部)

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、5
月21日までの土・日曜日及び祝日を除く27日間で3,545件の相談
がありました。

特に、特別定額給付金の申請書発送が完了した翌週、5月18日には、
523件の相談があり、そのほとんどが特別定額給付金申請書の記入方法
や記入内容の確認でした。

また、この日は多くの方が庁舎1階の相談案内係に訪れられ、一時的に
混乱が生じたことから、案内場所の配置変更や床へソーシャルディスタ
ンスを確保するための誘導テープの設置、整理番号札の準備を行いました。

なお、それ以降は減少傾向となっており、少し落ち着いてきている状況
です。

これ以外に事業者向け相談窓口では、5月21日までに1,298件の
相談を受け付けました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 2 年 5 月 21 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

令和2年5月22日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』を改訂しました

令和2年5月21日（木）、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において「緊急事態措置を実施すべき区域（緊急事態宣言の対象区域）」の変更等が示されました。

これを受け、5月22日（金）に三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 各本部員の下承のうえ、本部長（知事）により「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」が改訂されましたので、お知らせいたします。

【改定内容】

（1）特定警戒都道府県（P.3 脚注）

【改訂前】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

【改訂後】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

（2）「3. 県立学校について」1行目（P.5）

【改訂前】5月18日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開します。

【改訂後】5月18日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開しました。

（3）その他

「はじめに」（5月15日時点）P.1の患者数等の数字について、脚注に現時点の情報を補記しました。

頑張る事業者応援プロジェクト
「市内事業者向け事業継続支援販売所」
事業内容等

◆ 対象事業者

津市内に事業所（店舗）を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した事業者（個人事業主を含む）

◆ 販売内容

食品、お弁当、野菜・果物などの青果物、花木、津市の物産品（食品、お菓子、お茶、工芸品など）、飲食店のテイクアウト商品などの販売のほか、事業の宣伝やPRなど幅広く対応

※ 津市まん中広場におけるキッチンカーによる販売にも対応します。

※ 今回の出店等販売に際して新たに保健所の販売許可が必要なものは除きます。

◆ 販売場所

津センターパレス1階の空きスペース（最大4区画）

津市まん中広場（最大4区画）

◆ 販売期間

5月27日（水）から1ヶ月程度

◆ 販売日時

月曜日から金曜日

午前10時から午後3時まで

※ 事業者の希望に応じ、曜日、時間も柔軟に対応します。

◆ 販売条件・注意事項

出店料は無料とします。

出店ブースは1事業者にテーブル（45cm×180cm）2本とパイプ椅子2脚は市で用意します。（その他販売に必要な物品等については各事業者で準備してください。）

なお、館内での調理・加工はできません。（津市まん中広場においては可能です。）

また、販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品衛生法等関連法規に基づき表示等を行っていただくとともに、商品に関するお客様からの問い合わせ、クレーム等については各事業者で責任を持って対応してください。

◆ 募集期間

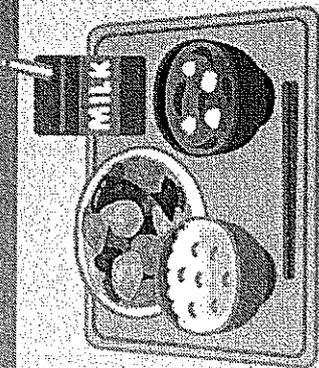
5月22日（金）から受付開始（随時募集）

（受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 詳細については、商工観光部観光振興課までお問合せください。

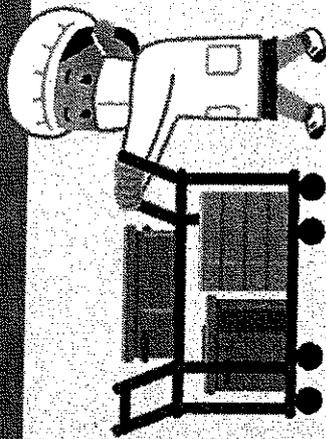
（電話 059-229-3234）

※ 自然災害や不測の事態、また今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店を中止いただく場合があります。



小・中学校の給食費の取り扱い

～給食費の3か月無償化～



| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|---------------|-----|----|----|-------------|----|------------------------|-----|
| 徴収済 【一部支払】 | 徴収済 | 無償 | 無償 | 4・5月分 充当 | 無償 | 4・5月分 充当 (不足分徴収) | 徴収 |

次の給食費の徴収は10月後半分からです

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金

申請書の返送状況推移

給付金の振込状況推移

申請書の返送状況推移

| 日付 | 返送件数(通) | 累計返送件数(通) | 返送率※ |
|----------|---------|-----------|--------|
| 5月11日(月) | 14 | 14 | 0.01% |
| 5月12日(火) | 560 | 574 | 0.45% |
| 5月13日(水) | 4,895 | 5,469 | 4.32% |
| 5月14日(木) | 4,509 | 9,978 | 7.88% |
| 5月15日(金) | 8,200 | 18,178 | 14.36% |
| 5月16日(土) | 4,542 | 22,720 | 17.94% |
| 5月17日(日) | 7,617 | 30,337 | 23.96% |
| 5月18日(月) | 21,299 | 51,636 | 40.78% |
| 5月19日(火) | 22,317 | 73,953 | 58.41% |
| 5月20日(水) | 10,453 | 84,406 | 66.66% |
| 5月21日(木) | 7,209 | 91,615 | 72.36% |

※発送件数：126,613通

給付金の振込状況推移

| 日付 | 振込件数(世帯) | 累計振込件数(世帯) | 振込率※ |
|----------|----------|------------|--------|
| 5月11日(月) | 863 | 863 | 0.68% |
| 5月12日(火) | 132 | 995 | 0.79% |
| 5月13日(水) | 185 | 1,180 | 0.93% |
| 5月14日(木) | 209 | 1,389 | 1.10% |
| 5月15日(金) | 1,006 | 2,395 | 1.89% |
| 5月16日(土) | 0 | 2,395 | 1.89% |
| 5月17日(日) | 0 | 2,395 | 1.89% |
| 5月18日(月) | 2,332 | 4,727 | 3.73% |
| 5月19日(火) | 2,457 | 7,184 | 5.67% |
| 5月20日(水) | 6,040 | 13,224 | 10.44% |
| 5月21日(木) | 9,558 | 22,782 | 17.99% |
| 5月22日(金) | 8,077 | 30,859 | 24.37% |

※発送件数：126,613通

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数

令和2年5月21日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

| 月 日 | 1F窓口 | 8F窓口 | 電話 | メール | 小計 |
|----------|-------|------|-------|-----|-------|
| 4月 9日(木) | 16 | 2 | 16 | 0 | 34 |
| 4月10日(金) | 25 | 2 | 39 | 0 | 66 |
| 4月13日(月) | 26 | 0 | 48 | 1 | 75 |
| 4月14日(火) | 25 | 1 | 30 | 0 | 56 |
| 4月15日(水) | 21 | 2 | 23 | 2 | 48 |
| 4月16日(木) | 17 | 1 | 20 | 0 | 38 |
| 4月17日(金) | 12 | 0 | 23 | 0 | 35 |
| 4月20日(月) | 25 | 4 | 47 | 0 | 76 |
| 4月21日(火) | 14 | 1 | 54 | 0 | 69 |
| 4月22日(水) | 20 | 3 | 39 | 0 | 62 |
| 4月23日(木) | 5 | 0 | 53 | 1 | 59 |
| 4月24日(金) | 21 | 0 | 58 | 2 | 81 |
| 4月27日(月) | 43 | 0 | 95 | 0 | 138 |
| 4月28日(火) | 37 | 2 | 60 | 4 | 103 |
| 4月30日(木) | 34 | 3 | 103 | 0 | 140 |
| 5月1日(金) | 33 | 2 | 105 | 1 | 141 |
| 5月7日(木) | 47 | 5 | 156 | 12 | 220 |
| 5月8日(金) | 40 | 2 | 124 | 0 | 166 |
| 5月11日(月) | 43 | 9 | 82 | 6 | 140 |
| 5月12日(火) | 67 | 12 | 54 | 5 | 138 |
| 5月13日(水) | 69 | 4 | 81 | 0 | 154 |
| 5月14日(木) | 120 | 12 | 62 | 11 | 205 |
| 5月15日(金) | 249 | 4 | 88 | 5 | 346 |
| 5月18日(月) | 422 | 4 | 86 | 11 | 523 |
| 5月19日(火) | 85 | 2 | 47 | 5 | 139 |
| 5月20日(水) | 121 | 5 | 38 | 5 | 169 |
| 5月21日(木) | 69 | 4 | 44 | 7 | 124 |
| 合 計 | 1,706 | 86 | 1,675 | 78 | 3,545 |

②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

| 月 日 | 窓口 | 電話 | 小計 |
|-----------|-----|-----|-------|
| 4月合計 | 458 | 145 | 603 |
| 5月1日(金) | 30 | 11 | 41 |
| 5月2日(土) | 38 | 9 | 47 |
| 5月3日(日) | 32 | 4 | 36 |
| 5月4日(月・祝) | 18 | 3 | 21 |
| 5月5日(火・祝) | 12 | 2 | 14 |
| 5月6日(水・祝) | 7 | 2 | 9 |
| 5月7日(木) | 33 | 10 | 43 |
| 5月8日(金) | 47 | 3 | 50 |
| 5月11日(月) | 45 | 15 | 60 |
| 5月12日(火) | 46 | 8 | 54 |
| 5月13日(水) | 28 | 11 | 39 |
| 5月14日(木) | 32 | 15 | 47 |
| 5月15日(金) | 27 | 6 | 33 |
| 5月18日(月) | 52 | 14 | 66 |
| 5月19日(火) | 40 | 14 | 54 |
| 5月20日(水) | 19 | 12 | 31 |
| 5月21日(木) | 30 | 20 | 50 |
| 5月合計 | 536 | 159 | 695 |
| 合 計 | 994 | 304 | 1,298 |